Ⅱ　刑事司法と人権

1　代用監獄廃止・刑事被拘禁者処遇問題・更生保護に関する取組

（1）　刑事被収容者処遇法「５年後見直し」への取組

①　監獄法が改正されて成立した刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（刑事被収容者処遇法）の附則41条には、施行日から５年以内に施行状況について検討を加え、必要があるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする、いわゆる「５年後見直し」が定められた。

②　日弁連は「５年後見直し」の期限が2011年５月23日に到来するのに先立ち、2010年11月17日に「刑事被収容者処遇法『５年後見直し』に向けての改革提言」を公表し、代用監獄の早急な廃止の方向性を示すことはもとより、医療制度の改革、懲罰制度の改革、脱法的隔離収容の禁止、外部交通を拡充する方向の改革などを提言した。

　この提言を基に日弁連は法改正に向けて法務省矯正局や警察庁留置管理室との協議を行い、また、2011年４月13日には、刑事被収容者処遇法の全面改正を求める院内集会を開催した。

③　しかし、見直しの期限までに法改正は実現されず、日弁連が求めた改革提言は、規則及び訓令通達の一部見直しの中で、ごく一部が実現するにとどまった。

　「刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則」に、刑事施設の長に刑事施設視察委員会の意見を刑事施設の運営に反映させる努力義務を課す規定が追加されたこと、居室内で運動できる時間が午後５時までから午後７時までと拡大されたこと、指名医診療について「その医師等による診察を受けていたこと」が訓令に定める要件からは削除されたこと、第４種制限区分が法第76条による隔離収容の脱法として運用されている問題に関し、可能な限り集団処遇の機会を付与すべき努力義務を１月１回以上から１月２回以上としたこと、受刑者の外出外泊について、拡大方向が示されたことなどである。

（2）　代用監獄廃止に向けた取組

①　2007年以降も、国連人権理事会や国連拷問禁止委員会、国際人権（自由権）規約委員会の審査において、代用監獄制度の見直し・廃止の検討が勧告されたにもかかわらず、「５年後見直し」においては、代用監獄制度改革には全く手がつけられなかった。

　その後、2014年７月の同規約委員会では、ついに「代用監獄制度を廃止するためにあらゆる手段を講じること」まで勧告されるに至っている。勧告されながら捜査機関自らが身体拘束を行うという代用監獄の本質的な問題は何ら解決していない。しかし拘置所では限られた要件の下でしか夜間休日の接見ができないという状況が変わらない中で、代用監獄では夜間休日も接見可能であることは弁護活動上の利点とも感じられるようになっていることなどから、問題が見えにくくなっている状況が続いている。

②　日弁連は、パンフレット「世界も驚く『DAIYO - KANGOKU』」を2007年12月に発行し、2012年12月に第４版まで作成して、国際人権（自由権）規約委員会などによる廃止勧告がなされていることや、代用監獄の弊害事例などを紹介し、市民団体の集会等で配布するなどしてきた。

　また、日弁連は、裁判員となる市民向けに「裁判員の皆さまへ　Part２」として「えん罪をなくすために」とのパンフレットを作成し、その中で代用監獄問題も大きく取り上げている。日弁連では、2011年から、毎年６月に２日間にわたって法務省などが主催する「全国矯正展」にブースを設けており、ここでこのパンフレットも配布するなど、折に触れて、代用監獄問題にも目が向けられるようにしている。

③　2014年10月23日には、日弁連が共催して市民団体主催の院内集会「なぜ日本の刑事司法は国際社会から孤立しているのか～取調べの可視化から代用監獄まで～」を開催した。

（3）　受刑者の社会復帰・更生保護に関する取組

①　わが国の無期刑は、仮釈放がほとんどなされず、事実上の終身刑化していることから、日弁連は、2010年12月17日付けで「無期刑受刑者に対する仮釈放制度の改善を求める意見書」を取りまとめ、（ｉ）地方更生保護委員会の構成の見直しと大幅な

定員増、（ⅱ）無期刑受刑者に対する仮釈放審理の適正化を図ること（定期的な仮釈放審理の機会の保障、被害者等の意見聴取の位置付けと方法の見直し、検察官からの意見聴取を廃止することなど）、（ⅲ）仮釈放後の環境調整と社会復帰の制度的強化、（ⅳ）仮釈放取消事由の見直し、（ⅴ）無期刑受刑者にとどまらず、仮釈放要件を客観化すべく刑法第28条の改正を検討することなどを求めた。

しかし、制度的な改革はなされず、無期刑で新たに仮釈放となった者の数は、2006年から2017年までずっと一桁の数で推移している。

② 日弁連は、2009年５月に、前述の「裁判員の皆さまへ　Part２」に先立ち、パンフレット「裁判員の皆さまへ　知ってほしい刑罰のこと」を作成し、2018年５月には、改訂第３版まで発行している。この中で社会内処遇措置の重要性などを指摘し、このパンフレットも、広く配布し、前述の全国矯正展においても配布している。

（４） 刑事施設医療改革への取組

① 刑事施設における常勤医師の不足が深刻化し、刑事施設視察委員会に対しても不十分な医療に対する多くの意見が寄せられ、2007年には徳島刑務所において、常勤医師の診療行為に端を発した集団暴行事件が発生するなど、刑事施設における医療は多大な問題を抱えてきている。

② 日弁連は、2009年11月18日に「徳島刑務所問題に見る刑事施設医療の問題点と改革の方向性に関する意見書」を公表し、前述の５年後見直しに向けての改革提言（2010年）においても、刑事施設医療改革を求めてきた。

法務省が、2013年７月に「矯正医療の在り方に関する有識者検討会」を立ち上げて検討を開始する中、日弁連は、2013年８月22日に「刑事施設医療の抜本的改革のための提言」（以下「提言」という。）を公表し、基本理念として、一般の医療法規が刑事施設医療にも適用されること、刑事施設における医療が被収容者の権利であること、医療の独立性を確認し、処遇保安部門による介入を認めない原則の確立や、刑事施設における医療の法務省から厚生労働省への移管等を求めた。また、刑事施設における医師不足の解消については、兼業禁止の解除、勤務環境の整備等の常勤医師の待遇改善、非常勤医師・嘱託医師の派遣等医療関係者間の協力体制の構築なども求めた。

③ 2014年１月に「矯正医療の在り方に関する有識者検討会」は報告書をまとめ、その中で医師不足を解消するために給与水準の改善、勤務時間の見直し、医療技術の維持・向上のための研修の改善、兼業許可の弾力的運用等の改善方策を提起し、刑事施設医療の改革のために、「地域医療との共生・連携強化」を掲げ、地域医療機関や医師会、厚生労働省等との連携強化に努めることを提言している。

日弁連は、会長声明で同報告書が掲げるこれらの諸方策それ自体や、地域医療との共生・連携強化の方向性については積極的に評価し、その実現に努力することを表明した。この報告書では、引き続き改革への努力が必要であることが強調され、その中で、前述の日弁連の提言も参考にすることを求めている。

④ 2015年８月27日に前記報告書で提起された勤務時間の見直しや研修の改善、兼業許可の弾力的運用等により医師不足を解消すべく「矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律」（2016年１月に「矯正医官の兼業の特例等に関する法律」に題名を改正）が成立し、2016年４月から施行されている。

2015年３月のこの法律案の国会提出を受けて、日弁連は同年４月９日、会長声明でこの法律案に賛同する旨を表明するとともに、現在の刑事施設医療には、医師不足のみにとどまらず、刑事施設医療が刑事施設に抱え込まれる閉鎖的なものとなっていること、刑事施設医療が処遇のためのものと位置付けられていること等、深刻な問題が存在することを指摘し、これらの問題を解決するには、日弁連が前記提言で述べた抜本的改革が必要であることを指摘し、引き続き、刑事施設医療の抜本的改革のための努力を続けることを求めた。

青木 和子（第二東京）

2　接見交通権の確立

（1）　前史

①　接見交通権の立法上の保障

刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）第39条1項は、身体拘束を受けている被疑者・被告人（以下「被疑者ら」という）は弁護人又は弁護人になろうとする者と「立会人なくして接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる」として弁護人との自由な接見交通権を保障している。この接見交通権は、「憲法34条の趣旨にのっとり、身体の拘束を受けている被疑者が弁護人等と相談し、その助言を受けるなど弁護人等から援助を受ける機会を確保する目的で設けられたものであり、その意味で、刑訴法の右規定は、憲法の保障に由来する」（安藤・斉藤国賠事件についての最判平成11（1999）年3月24日判時1680号72頁）とされている。

②　一般的指定との闘い

しかし他方、同条第3項では検察官らは「捜査のために必要があるときは」「接見又は授受に関し、その日時、場所及び時間を指定することができる」と規定している。捜査機関はこの規定を悪用して一般的指定書を発することによって被疑者と弁護人との接見は一般的に封鎖され、別途検察官の発する具体的指定書を持参した場合に限り接見の封鎖が解除されて、具体的指定書に記載された時間と場所においてのみ接見が可能となる運用が行われていた。被疑者らが弁護人から援助を受ける権利は形骸化させられていたのである。

このため、各地で弁護人らがこのような接見交通権の保障の原則と例外の逆転現象を是正すべく、接見交通権の侵害に対する国家賠償請求訴訟を多数提起した。1983年には日弁連においても接見交通権確立実行委員会（以下「接見委員会」という）を設置して、各地での接見国賠訴訟の理論的検討、深化を行って協力したり、接見交通権マニュアルを作成して接見現場での論争についての弁護実践の提起や、法務省との接見交通に関する協議会を持つなどしてきた。

この間、杉山国賠事件についての最高裁判決（昭和53（1978）年7月10日判時903号20頁）は、接見指定の要件につき、原則として「現に取調べ中又は実況見分等に立ち会わせる必要がある場合などで捜査の中断による支障が顕著な場合」に限るとする物理的限定説を採用した（前記安藤・斉藤国賠事件最高裁判決も同様）。

これらの結果、1988年に法務省が事件事務規程を改廃し、一般的指定書制度を廃止して以降、接見指定をめぐる紛争が激減した。

また2008年には最高検察庁、警察庁が相次いで「取調べの適正を確保するための逮捕・勾留中の被疑者と弁護人等との間の接見に対する一層の配慮について（依命通達）」を発して、接見の自由（機会の確保）に関する紛争はほぼ収束した。

（2）　秘密交通権の確立などに向けた活動

接見の自由に関する争いは接見現場ではほとんどなくなったが、捜査機関側は、接見の内容（接見をどのようにとらえるか）への容喙や、秘密交通権の侵害を行うようになってきた。

21世紀は、次に述べるように、この接見の内容の充実化と秘密交通権の確立に向けた闘いの世紀となっている。

弁護人は、拘束された被疑者らとの秘密接見を通じてはじめて、被疑者らと信頼関係を構築でき、被疑者らの本音も聞くことによって事案の真相に迫ることができるし、適切な弁護活動もなし得るものである。したがって、被疑者らとの接見でのやり取りは誰にも、そして事後的にも内容を聞知されることがないという制度的保障が必要不可欠である。そのような保障の下でこそ、被疑者らは委縮することなく、弁護人と自由に意見交換をしたり、信頼して助言を受けることができるのである。

ここからも、被疑者らと弁護人との接見交通権は、単に「いつでも」、「どこでも」、「時間制限なく」その機会が十分に確保されるだけでは足らず、秘密性が絶対的に保障されることが不可欠である。

日弁連では、接見委員会を中心に、引き続き、この秘密交通権の確立に向けた弁護実践の提起や、各地で提起された国賠訴訟の理論的検討・協力を担っている。

（3）　国家賠償訴訟の成果

以下に接見委員会が検討・協力した主要な各国賠

訴訟を概観する。

① 接見内容の取調べや供述調書化

ア 2003年に鹿児島県弁護士会会員らが担当した公職選挙法違反事件では、弁護人が接見の際に被告人の家族から託された激励の手紙を示したことを聞知した検察官の請求により国選弁護人が解任されたほか、接見の都度、その直後に弁護人と被疑者らとの接見内容についての取調べを行い、これを供述調書化して公判において証拠請求を行うという、秘密交通権を公然と踏みにじる事態が発生した。

このため、上記事件を担当した刑事弁護人11名が秘密交通権侵害が違法であるとして鹿児島地裁に提訴し、2008年3月24日、同地裁は、被疑者らが自発的に供述したとしても、接見内容を聴取することは原則的に弁護人固有の秘密交通権の侵害になるとして勝訴判決を言い渡した（判時2008号3頁）。

イ また、被疑者と弁護人との接見内容について検察官が取調べで供述させて供述調書化し、これを証拠請求したことが秘密交通権の侵害であるとして提訴していた富永第2次国賠事件においても、捜査機関は弁護人との接見内容については話す必要がない旨告知するなどすべき配慮義務を負っているなどとして勝訴判決を言い渡した（福岡高判平23・7.1）。

② 確定死刑囚の再審弁護人との接見

死刑の確定した再審請求人と弁護人との接見について立会人が付されたことが違法として提訴されていた石口・武井国賠事件につき、再審請求弁護人には刑訴法39条の接見交通権が直接は適用されないものの、秘密面会をする利益があるので、特段の事情のない限り、立会人を付すことは違法であるとした最高裁判決（平25（2013）年12月10日判時2209号108頁）があり、その後も同種判決がなされている。

③ 接見室内での電子機器の使用等

ア 接見室内において接見を行う際には、単に被疑者らとの言葉のやり取りだけでなく、証拠の検討や公判準備のために電子機器類を使用する必要性が高いが、証拠請求されたビデオテープと再生装置を接見室内に持ち込んで再生していたところ接見を中断させられたことが違法として提訴していた後藤国賠事件において、大阪高裁は、接見とは「被告人等と弁護人とが口頭での打合せ及びこれに付随する証拠書類等の提示等を秘密裡に行う権利」であると定義付けて勝訴判決を言い渡し（平17（2005）年1月25日）、確定した。

接見交通権の定義に関しては、その後、和歌山カレー事件国賠事件判決でも上記後藤国賠判決の判示が踏襲され（大阪高判平29年12月1日）、証拠関係データの入ったパソコンの持込み、使用拒否が違法とされている。

イ 勾留中の被疑者の精神状態を動画撮影したり、暴行を受けたと訴えている被疑者等の暴行の痕跡を写真撮影しようとして接見を中止させられたりデータの消去を求められたことが接見交通権等の侵害であるとして提訴していた竹内国賠（東京地裁）、田邊国賠（福岡地裁小倉支部）、稲村・半田国賠（佐賀地裁）のいずれにおいても、接見は口頭での意思疎通に限るなどとして、いずれも控訴審で請求を退ける判決がなされ（東京高判平27・7・9、福岡高判平29・10・13、福岡高判平29・7・20）、上告も受理されなかった。

しかし、接見委員会では、これらの各判決は前記後藤国賠判決、和歌山カレー事件国賠判決で示された接見の定義に反しており、被疑者らに対する最善弁護義務の履行という観点からも、電子機器類の持込み、使用については接見交通権の保障が及ぶものとして弁護実践を行うこととしており、日弁連としても2013年9月に面会室内における写真撮影（録画を含む）及び録音について妨害してはならない旨の申入書を法務大臣及び警察庁長官等に提出している。

ウ また、接見室内において外国地図を表示するスマートフォンアプリを用いて打合せをしていたことを理由に接見を中止させられたことの違法性を問う遠藤国賠事件（千葉地裁係属中）も提訴されている。

④ 接見等禁止決定下での文書の授受

刑訴法第81条では、裁判所は弁護人以外の者との接見や文書の授受を一律に禁止する接見等禁

止決定を発することができると規定されているが、この接見等禁止決定が乱発され、被疑者らが外部との接触を絶たれて精神的安定を損ねたり、弁護活動にも支障が生じることも多い。

この規定では弁護人との文書の授受は禁じられないところ、弁護人宛ての文書の内容を検査した上で弁護人宛ての文書ではないとして宅下げを拒否されたりするケースが多発している。大崎第２次国賠事件では、留置担当官が、その文書の内容により弁護人宛てか否かを判断できるとすると、その主観的判断により書類を授受する権利が不当に妨げられるからとして、国の主張を排斥した（東京高判平25（2013）年11月27日）。しかし、その後に提訴した湯原国賠事件では、留置担当官が内容検査をした上で勤務先への退職願なども弁護人宛て文書でないから宅下げ拒否は許されるとして請求を棄却した（広島高松江支部判平30・３・14）。

このため、この接見等禁止決定体制の打破のためには、国賠訴訟だけでなく、接見現場での対応や、準抗告等の申立てを組織的に行うように取組を始めている。

⑤　保護室収容を理由とした接見拒否

拘置所の保護室に収容されていた被告人に、弁護人が接見を求めたところ、弁護人の来訪の事実を告知せずに接見を拒否したことが接見交通権の侵害であるとして提訴していた保護房国賠事件で、最高裁判所は、面会申出が弁護人からあったときは、未決拘禁者が極度の興奮による錯乱状態にあるような場合を除き、これを弁護人に告げねばならず、接見を拒否することは原則として許されない（最判平30（2018）年･10月25日）として、請求を棄却した福岡高裁判決（平29（2017）年３月７日）を破棄した。この判決に基づき、2018年11月９日付けにて、法務大臣に対して、各刑事施設に周知するよう申入れをしている。

赤松 範夫（兵庫県）

３　再審・誤判問題に関する取組

（１）　再審支援の取組

①　日弁連による再審支援の概要

日弁連は、誤った確定判決を覆し、えん罪被害者の人権救済を実現するため、1959年に徳島ラジオ商殺し事件（1953年発生、1985年再審無罪）で特別委員会を設置して以来、個別再審事件に対する支援を精力的に行ってきた。

これまでに日弁連が取り組んできた再審事件のうち、４つの死刑事件を含む16事件で、再審無罪判決が勝ち取られている（2018年12月現在）。

こうした日弁連におる再審事件の支援活動は、人権侵害行為に関係する国家機関や法人、個人などに対する警告や勧告、要望などといった一般的措置とは異なり、個別事件そのものに対する人的･物的支援を伴う支援活動である。

支援決定に至るには、まず人権擁護委員会第１部会（再審・誤判部会）において予備審査が行われる。そのうえで更に本格的な調査を開始すべきとされた事件については部会内に事件委員会が設置され、本調査が進められる。そして本調査の結果、支援が相当であると部会内で判断された場合、人権擁護委員会の常任委員会、同全体委員会で順次審議され、更に日弁連正副会長会の審査を経て理事会に付議され、承認が得られれば、最終的に日弁連として当該事件を支援することが決定される。そしてこれらの審議においては、常に（ⅰ）確定判決における誤判の可能性、（ⅱ）再審請求において必要とされる新規明白な証拠（刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）第435条６号）が発見される可能性、（ⅲ）日弁連として支援を行う必要性及び相当性について、総合考慮するという見地から、支援の是非が検討されている。

2018年12月現在、日弁連は、14事件（名張事件、袴田事件、マルヨ無線事件、大崎事件、日野町事件、松橋事件、福井女子中学生殺人事件、鶴見事件、東住吉事件、恵庭殺人事件、姫路郵便局事件、豊川事件、小石川事件、湖東事件）について、支援を行っている。

②　白鳥・財田川決定以降、2009年までの再審状況

1975年の最高裁白鳥決定と翌76年の最高裁

財田川決定（以下「白鳥・財田川決定」という。）は、再審開始の要件である「明白な証拠」とは「新旧全証拠の総合的再評価により、確定判決における事実認定に合理的な疑いを抱かせ、その認定を覆すに足りる蓋然性のある証拠」をいうとし、更に再審請求においても「疑わしきは被告人の利益」の原則が適用されることを明示して、それまで「ラクダが針の穴を通り抜けるほど難しい」と比喩的に表現されてきた再審開始の門戸を広げることになった。

白鳥・財田川決定を受けて、1980年代には日弁連が支援してきた死刑再審事件のうち、免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件の４事件について再審が開始され、いずれも無罪となった。

その後も日弁連は白鳥・財田川決定の定着を目標として活動してきたが、検察側の反撃が次第に強くなり、裁判所の判断も徐々に後退していった。特に1990年代に入ると、裁判官の間で白鳥・財田川決定を実質的に骨抜きにする「限定的再評価説」が主張されるなど、再審「冬の時代」「逆流の時代」と表される状況が続き、この時期、日弁連支援事件で再審が開始され無罪となったのは、榎井村事件（1946年発生、1994年再審無罪）のみという状況であった。

2000年代に入っても、このような厳しい状況は変わらなかった。死刑再審事件である名張事件は、2005年に名古屋高裁で一度再審開始決定が出たものの、翌2006年には同じく名古屋高裁の異議審で開始決定が取り消された。また、当時はまだ非支援事件であった大崎事件第１次再審は、2002年に鹿児島地裁で再審開始決定が出たものの、2004年には福岡高裁宮崎支部の抗告審で開始決定が取り消された。布川事件第２次再審では2005年に水戸地裁土浦支部において再審開始決定が出されていたものの、1990年代から2009年に至る再審の状況は、大局的に言えば極めて厳しいものであった。

③　過去10年における再審状況

2009年以降、再審の流れは大きく変わる。

2009年５月、足利事件で注目すべき再鑑定結果が出た。同事件は1990年に栃木県足利市で起きた幼女誘拐殺人事件であるが、被告人のＤＮＡ型と犯人由来精液のＤＮＡ型が一致するという科警研のＤＮＡ型鑑定と被告人の自白を根拠として、2000年に最高裁で無期懲役が確定していた。その後日弁連の支援を受けて再審が請求され、最新のＤＮＡ型鑑定による再鑑定を求めていた。宇都宮地裁はこれを認めず請求を棄却したものの、東京高裁の抗告審で新たにＤＮＡ型再鑑定をすることが決定され、検察側、弁護側両者の推薦する法医学者による再鑑定が行われた。その結果、いずれの鑑定でも請求人のＤＮＡ型と犯人由来精液のＤＮＡ型と異なること、すなわち請求人は犯人でないことが客観的に明らかとなり、再審開始決定前に釈放されるという異例の経緯をたどった。

同事件は2010年３月に無罪判決が確定したが、ＤＮＡ型鑑定という最新の科学的証拠によって無罪となったことへの社会的注目は当時極めて大きく、連日マスコミにも報道された。この事件を契機に日弁連による再審支援活動への注目も高まり、支援要請の数が飛躍的に増えることとなった。

翌2011年５月、布川事件第２次再審で無罪判決が確定した。同事件は1967年に茨城県で発生した強盗殺人事件であるが、1970年には被告人２人に無期懲役が確定していた。第１次再審は棄却で終了したが、第２次再審で再審開始が確定した。犯人とされていた２人にとっては40数年後の名誉回復であった。

さらに2012年11月、東電女性社員殺害事件で無罪判決が確定した。同事件では東京電力の女性社員に対する強盗殺人事件の犯人としてネパール人男性が逮捕・起訴され、2000年４月に一審東京地裁で無罪となったものの、検察官控訴により同年12月に東京高裁で逆転有罪となり、2003年に無期懲役が確定していた。この事件では、再審請求段階で検察官が行ったＤＮＡ型鑑定によって、犯人が請求人以外の第三者である可能性が強まったとして再審が開始された。

2016年８月、東住吉事件で無罪判決が確定した。同事件は大阪の東住吉区で発生した母親と義父による娘の保険金目当ての放火殺人事件とされ、2006年には２人に無期懲役が確定していた。

再審請求審で行った燃焼実験によって自白どおりの放火方法は不可能であることか明らかとなり、再審が開始された。

この他にも、まだ無罪判決にまで至っていないが、2016年には松橋事件で、2017年には大崎事件第３次再審と湖東事件で、2018年には日野町事件で、それぞれ再審開始が決定され、そのうち松橋事件は2018年12月に再審開始決定が確定している（2019年３月に無罪確定。）。

このように、2009年以降は、1990年代以来の状況とはうって変わって、毎年のように日弁連支援事件について再審開始決定、無罪判決が言い渡される状況が続いている。

もっとも、その中にあっても、裁判所の判断に一定の後退が見て取れる事件がいくつか出ている。

2011年11月、福井女子中学生殺人事件について名古屋高裁金沢支部は再審開始を決定したが、2013年３月、名古屋高裁の異議審は開始決定を取り消し、同決定は2014年、最高裁で確定した（2019年９月現在第２次再審請求準備中）。

2014年３月、袴田事件第２次再審について静岡地裁は再審開始と死刑執行の停止を決定した。同事件は静岡県清水市（当時）で1966年に発生した強盗殺人事件であり、犯人とされた請求人は50年近くも死刑確定囚のまま拘置された状態にあった。同事件は未だ再審開始決定さえ確定していない段階で死刑執行が停止されただけでなく、請求人が拘置所から釈放されるという異例の進展となったことから世間の注目も高まり、死刑再審４事件に続く再審無罪になると思われた。しかし、2018年６月、東京高裁は開始決定を取り消した（ただし死刑執行の停止は取り消されず。現在最高裁で特別抗告審係属中。）。

さらに、2019年６月25日、最高裁第一小法廷は、再審請求審、即時抗告審で再審開始が認められていた大崎事件第３次再審について、再審開始決定を取り消した上で、再審請求を棄却すると自判した。

総じて言えば、過去10年間は、1990年代の再審「冬の時代」「逆流の時代」を乗り越え、大きな前進がみられるものの、やはり未だ、再審の門戸を広げる方向性と、従前の確定審の判断を尊重する方向性とのせめぎ合いが続いているといった状況にある。

（２）　個別事件支援以外の取組

①　「全国再審弁護団会議」の開催

再審の厚い壁を突破するには再審事件にかかわっている弁護士、弁護団どうしの交流と情報交換が不可欠であるとの見地から、日弁連では1979年以来、注目事件の事例報告など再審にかかわるさまざまなテーマをもとに「全国再審弁護団会議」を開催している。会議には、再審にかかわる弁護士、学者が多数参加して、現在もほぼ年１回のペースで続けられている。

②　「再審通信」の発行

日弁連人権擁護委員会は、再審に関する情報や経験を共有することを目的として、1977年以来、「再審通信」をほぼ年２回発行し、弁護士、研究者、裁判所、検察庁などに配布している（2018年12月現在、116号）。「再審通信」には日弁連支援事件だけではなく、支援事件以外の再審事件の活動状況についても適宜紹介している。

③　鑑定問題調査研究特別部会の設置

近時、ＤＮＡ型鑑定をはじめとする科学的証拠の取扱いが再審において極めて重要な問題となっている。そこで人権擁護委員会内に鑑定問題調査研究特別部会を設置し、刑事裁判における科学的証拠の捉え方について討議している。現在は2013年に発行された「科学的証拠とこれを用いた裁判の在り方」（法曹会）についての批判的検討が続けられている。

（３）　再審法改正へ向けての取組

①　再審法改正運動の取組

日弁連は、1961年の人権擁護大会で再審法運用の改善と現行法制の改正について決議して以来、えん罪救済により適う再審法の改正を求めて運動を続けてきた。特に死刑再審４事件の無罪判決で世論が盛り上がる中、1984年には日弁連の再審法改正案をもとに政党の改正案が法案として提出されるなど、再審法改正運動は盛り上がりを見せた。しかし、1990年代の再審「冬の時代」に入ると再審法改正の気勢も力を失い、1992年に

再審法改正実行委員会の廃止によって日弁連の再審改正運動は事実上終止符を打った。

しかし、2009年以降における再審状況の変化は、あらためて再審法改正を構築する契機となっている。特に、2016年改正刑訴法の審議の過程でも問題視され、附則にも盛り込まれた再審請求段階における証拠開示と、いたずらに開始決定の確定を長引かせる検察官上訴（抗告）を禁止することの必要性は、各事件委員会において共通の問題として捉えられている。

② 証拠開示特別部会の設置

こうした状況において日弁連は、2014年、人権擁護委員会に再審における証拠開示に関する特別部会を設置し、日弁連として再審における証拠開示の在り方を調査研究し、法制度の提言へ向けた活動を始めた。同部会では2018年４月にシンポジウムを開催するとともに、証拠開示の必要性を広く宣伝するため、同年「隠された証拠が冤罪を晴らす　再審における証拠開示の法制化へ向けて」（現代人文社）を出版した。

③ 人権擁護大会シンポジウムの実現

さらに、2019年の人権擁護大会において、再審における証拠開示と開始決定に対する検察官上訴禁止の２つのテーマを主題としてシンポジウムを開催することが決定している。

④ 今後の日弁連に求められている取組

これまで再審無罪となった著名事件のほとんどが日弁連の支援事件であることもあり、日弁連の再審支援活動に対する国民の信頼と期待は大きい。それゆえ、えん罪救済活動としての日弁連の再審支援活動が今後も重要であることに変わりはない。支援要請に対する迅速な審査と強力な支援体制を今後とも追求してゆくとともに、えん罪という究極の人権侵害をなくすため、再審法改正をはじめ、えん罪救済の理念により適った各種立法の提言へ向けて、取組を強化することも求められている。

（４） えん罪原因究明第三者機関の設置に関する特別部会の取組

① えん罪原因究明を目的とする第三者機関設置の必要性

えん罪を根絶するためには、まずもってえん罪の発生原因を徹底的に究明することが不可欠である。しかし、近年、足利事件、布川事件、東電女性社員殺人事件、東住吉放火殺人事件など、多くの再審事件で再審無罪判決が出ているものの、これらえん罪事件の原因究明は、一部捜査機関において極めて不徹底になされるほかは、どの国家機関においてもなされていない。

このような現状のもとでは、えん罪を将来にわたって根絶する刑事司法制度の確立など、到底不可能というほかない。えん罪の発生原因を真に究明するためには、えん罪を生んできた既存の司法機関ではなく、政府と独立した第三者機関をあらたに設置し、徹底したえん罪原因の調査がなされなければならない。

② ワーキンググループの発足と意見書

以上を踏まえて当連合会は、2009年の「人権のための行動宣言」以来、えん罪原因究明を目的とする政府と独立した第三者機関の必要性について議論を重ね、2010年４月「誤判原因を究明する独立した第三者機関の設置に関するワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を立ち上げた。

そして、2011年１月20日には、それまでワーキンググループで交わされてきた議論の集大成として、「えん罪原因について、その捜査、起訴及び公判など刑事諸手続の過程における誤りの原因を徹底的に究明し、将来のえん罪防止へ向けた諸制度の運用改善及び立法を提言するため、捜査から公判に至る刑事手続のすべての過程を調査する強力な調査権限をもち、司法、行政機関から独立した第三者機関を国会又は内閣に設ける」ことを趣旨とする、「えん罪原因調査究明委員会の設置を求める意見書」（以下「意見書」という。）が策定、発表された。

③ 出版活動

意見書の発表後、更に世論形成に役立てる目的で出版が企画され、2012年９月、日弁連えん罪原因究明第三者機関ワーキンググループ編著、指宿信成城大学教授監修で、「えん罪原因を調査せよ／国会に第三者機関の設置を」（勁草書房）が出

版された。

④　院内集会の開催

えん罪原因究明第三者機関設置の立法化実現へ向けて、当連合会主催による国会議員と市民へ向けた院内集会が、2013年11月26日及び2015年2月24日の2度にわたって開催された。

⑤　今後の活動について

ワーキンググループは2014年4月以降、当連合会人権擁護委員会の「えん罪原因究明第三者機関設置に関する特別部会」（以下「特別部会」という。）として存続し、現在に至っている。

特別部会は現在、えん罪原因究明第三者機関設置の立法化へ向けて、法案要綱の策定を急いでいる。法案要綱が策定された後には、えん罪原因究明第三者機関の必要性を更に国民の間に広げ、世論を喚起して立法化を促進させるため、リーフレット等宣伝物の作成、国会議員を対象とした集会やロビー活動、市民集会の実施などが予定されている。

泉澤 章（東京）

4　少年法「改正」について（法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会への対応）

（1）　法制審議会への諮問に至る経緯

①　2007年に18歳以上に投票権を認める憲法改正国民投票法が成立し、2009年には民法成年年齢の18歳への引下げを相当とする法制審議会答申が出されたのに加え、2014年には選挙権年齢を18歳以上とする公職選挙法改正案が国会に提出され、その附則では「民法、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」とされた。

②　そこで日弁連は、2015年2月に「少年法の『成人』年齢引下げに関する意見書」を公表し、法律の適用年齢は立法趣旨や目的に照らし個別具体的に検討すべきであり少年法の適用年齢引下げには反対する旨を表明した。なお、日弁連からの呼び掛けにより、極めて短期間のうちに、すべての弁護士会及び弁護士会連合会からも同趣旨の会長声明・理事長声明等が公表されるに至った。

また日弁連では、同年中に、マスコミ向けプレスセミナー（6月）、院内集会（8月）、市民向けシンポジウム（11月）を開催するとともに、市民向けパンフレット「少年法の適用年齢引下げを語る前に」を発行し（12月）、少年犯罪は減少しており少年法は有効に機能していること、非行に及ぶ少年には児童虐待等の被害体験を受けた者が多いこと、年齢引下げにより立ち直りに必要な働きかけができなくなる問題点等を訴えた。市民やマスコミの反応も良く、少年法に関する理解を広める上で有効であった。

③　その後、2015年6月の改正公職選挙法成立を受け、同年9月には、自由民主党政務調査会から「成年年齢に関する提言」が法務大臣に提出された。同提言は、「民法を始めとする各種法律において、…国法上の統一性や分かりやすさと言った観点から、少年法の適用対象年齢についても、満18歳未満へ引き下げるのが適当である」としつつ、「他方で、罪を犯した者の社会復帰や再犯防止といった刑事政策的観点からは…少年法の保護処分の果たしている機能には大きなものがある」として、満18歳以上満20歳未満を含む「若年者のうち要保護性が認められる者に対しては保護処分に相当する措置の適用ができるような制度の在り方を検討すべきである」とした。

④　上記提言を受けた法務省は、2015年11月から省内に「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」を設けて検討を開始し、2016年12月に「取りまとめ報告書」を公表した。同報告書は、少年法の年齢引下げについて賛否両論を併記した上で、年齢引下げに伴う刑事政策的懸念として、（ⅰ）刑務所では少年院のような教育的処遇を行い得なくなる、（ⅱ）単純執行猶予や罰金、起訴猶予となる事案では改善更生に必要な社会内処遇が行い得ない、（ⅲ）手続過程での家庭裁判所調査官や少年鑑別所による調査・働き掛けが行い得なくなる等を指摘し、これに対応するための刑事政策的措置として広範な検討項目を提示した。

⑤　このような経緯により、2017年2月、法務大臣は法制審議会に対して、少年法における「少年」

の年齢を18歳未満とすること並びに非行少年を含む犯罪者の処遇充実のための刑事の実体法及び手続法の整備について諮問した（第103号）。

（２）　法制審議会における審議

①　総会での審議

2017年２月に開催された第178回法制審議会（総会）において、「少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会」（以下「部会」という。）を設置して審議することが決定されたが、出席委員からは、「年齢引下げありき」ではない丁寧で慎重な検討を求める意見が相次いで出された。

②　少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会での審議経過

部会審議にあたり、日弁連は委員２名及び幹事２名を推薦した。部会では、少年司法及び保護・矯正の現状に関するヒアリング・現地視察を行った上で、三つの分科会を設け、少年法年齢引下げに伴う刑事政策的懸念への対応を含む犯罪者処遇充実策の検討を先行させ、その後、各分科会の検討結果を踏まえつつ、部会として処遇の充実策と少年法年齢引下げの是非について検討が行われた。

審議では、「少年法の手続及び処分が有効に機能していることについては異論がない」とされたが、2018年６月には民法の成年年齢を18歳に引き下げる内容の「民法の一部を改正する法律」が成立したことを受け、これによって親権に服さなくなる18歳・19歳の者に対して少年法を適用することが許容されるか、という点が争点となった。

（３）　日弁連の取組

このような部会審議で日弁連推薦の委員・幹事は、少年法の年齢引下げには立法事実がないこと、引下げに伴う刑事政策的懸念への対応策も極めて不十分であること等を粘り強く主張し、年齢引下げには一貫して強く反対した。また、日弁連では、刑事法研究者らとも意見交換を重ねながら、以下のような取組を行った。

①　起訴猶予に伴う再犯防止策に関する意見表明

部会では、検察官が起訴猶予対象者の守るべき事項を設定して一定期間指導監督するという制度が検討されたことから、日弁連は、2018年３月に「検察官による『起訴猶予に伴う再犯防止措置』の法制化に反対する意見書」を公表し、検察官の権限を逸脱し無罪推定原則にも反するとして、強く反対する取組を展開した。結果として、同制度についてはほぼ採用が見送られる見通しとなっており、日弁連による取組の成果と評価できる。

②　少年法の年齢引下げと「犯罪者処遇の充実策」に関する意見表明

また、少年法の年齢引下げに伴う刑事政策的懸念への対応を含む犯罪者処遇策の検討が進んだ2018年11月、日弁連は「少年法の『少年』の年齢を18歳未満とすることに反対する意見書」を公表し、あらためて年齢引下げに反対する旨を表明した。同意見書では、民法成年年齢は引き下げられる一方で、飲酒・喫煙や公営ギャンブルに関しては20歳以上が維持され「国法上の統一」は図られていないこと、民法の成年年齢引下げとはその目的や想定する場面を異にしており、少年法による介入は「親権」と直接関係はないことを明らかにし、さらに、部会で検討されている「犯罪者処遇の充実策」は現行少年法に比べ対象者の立ち直りとその結果としての再犯防止には極めて不十分であること等を具体的に指摘した。

③　シンポジウム等の取組

さらに、あらためて年齢引下げの問題点に関する社会の理解を拡げるため、2018年にも院内集会（６月）、市民向けシンポジウム（11月）及びプレスセミナー（12月）を開催し、いずれも多数の参加者を得て大きく成功した。

2019年に入ってからも、上記シンポジウムの内容をパンフレット化し（「リレートーク　私たちも少年法適用年齢引下げに反対します！」）、子どもの福祉・教育等にかかわる団体に参加を呼び掛けて各界懇談会を開催するなどの取組を展開した。

※　本誌脱稿後の2019年４月には、当連合会を含む16団体の共催により「少年法の適用年齢引下げに反対する院内集会」が開催され、与野党の国会議員を含め多くの参加者を得て成功した。その後６月には、日本精神神経学会が「少年法『改正』に関する声明」を発出して懸念を表明し、主婦連等の15団体が要望書

を法務大臣等に提出するなど、年齢引下げに反対する運動は拡がりを見せている。当連合会も、６月の定期総会において「少年法の適用年齢引下げに反対し、諸団体等と連携してこれに取り組む決議」を採択し、年齢引下げに反対する取組をより一層強めている。

山﨑 健一（神奈川県）